

第**2**期

(案)

さくら市

子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～令和6年度】

【中間見直し】

「子どもの笑顔があふれる未来へ」

～母になるなら、父になるなら、さくら市で～

令和5年3月改定

さくら市

目 次

第1章	計画の見直しについて	3
第1節	子ども・子育て支援事業計画について.....	3
第2節	計画の中間見直しについて.....	3
第3節	計画の位置付け.....	4
第4節	計画の期間.....	5
第5節	計画見直し体制.....	5
第6節	施策の体系.....	6
第2章	量の見込み及び確保の方策	7
第1節	計画見直しの具体的な考え方について.....	7
第2節	教育・保育に係る量の見込み及び提供体制の確保方策.....	8
第3節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の 確保方策.....	14
第3章	子どもの貧困対策計画	17
第1節	計画の策定について.....	17
第2節	子どもの貧困に係る本市の状況.....	18
第3節	子どもの貧困対策の推進.....	19
資料編	さくら市子ども・子育て会議条例・委員名簿等	23

第1章 計画の見直しについて

第1節 子ども・子育て支援事業計画について

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市では、平成27年3月に「第1期さくら市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定し、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実を図り、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきました。

第2節 計画の中間見直しについて

国から、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成二十六年内閣府告示第百五十九号。以下「基本指針」という。）において、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、・・・認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、・・・量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされています。

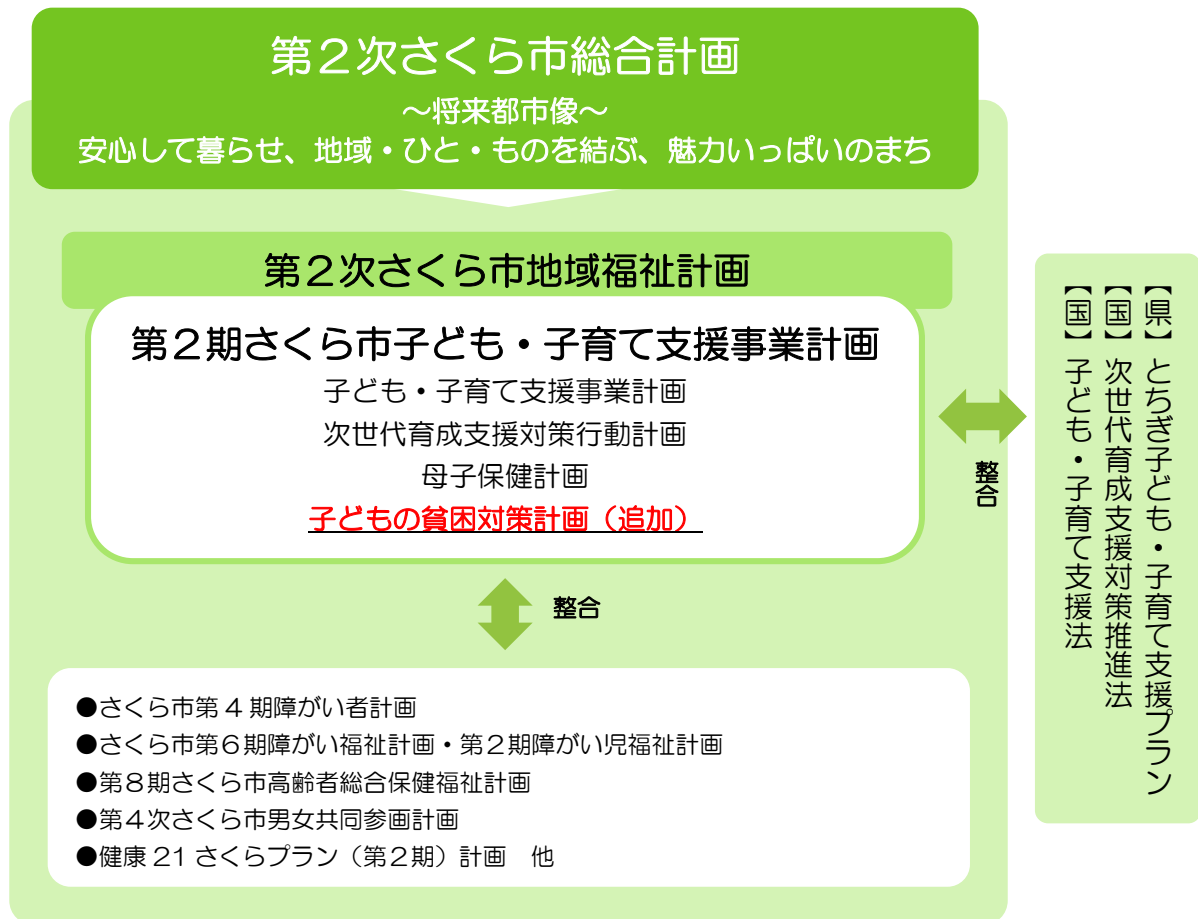
本計画は、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間としていますが、進捗状況を把握し、必要に応じ見直しを図ることとしています。また、令和4年度は計画期間の中間年にあたることから、国の基本指針を踏まえ、策定時から現在に至るまでの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実績などから児童数や教育・保育の利用者数等を鑑み、現状に即した適切な子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画の中間見直しをすることとしました。

また、令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、国は「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、各自治体に対して子どもの貧困対策に関する計画策定を努力義務としたところです。今般のコロナ禍にあっては、これまで見えにくかった困窮する子育て世帯の課題が強まり、改めて再認識させられる機会となりました。これらのことから、本市においては、本計画の中間見直しに併せて「子どもの貧困対策計画」を策定し、本計画に内包する形で実効性のある取組みを推進していきます。

第3節 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして策定したものです。また、母子の健康づくりに関する項目を、母子保健計画として位置づけています。

今回、子どもの貧困対策計画を追加しますが、本市の最上位計画である「第2次さくら市総合計画」をはじめ、子ども・子育て施策に関する本市の各分野の計画・条例と連携・整合を図っていきます。また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。



第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

今回の中間見直しで、令和5年度から令和6年度までの計画の一部を見直し、新たに子どもの貧困対策計画を追加します。新たに策定する子どもの貧困対策計画の期間は、令和5年度から令和6年度までの2年間です。

なお、社会、経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本市においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画				
子どもの貧困対策計画				
		中間見直し		見直し

第5節 計画見直し体制

1. 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、関係機関、関係団体、学識経験者などで構成する「さくら市子ども・子育て会議」を令和5年2月1日に開催し、本計画の見直し内容等の審議を行いました。

2. 庁内検討委員会

子ども・子育てに関わる課を主管課とし、庁内関係部局の各担当で構成する「さくら市庁内検討委員会」を令和5年1月に書面開催し、本計画の見直し内容等の審議を行いました。

3. パブリックコメントによる意見公募

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和5年2月15日から3月14日までの期間でパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第6節 施策の体系



第2章 量の見込み及び確保の方策

第1節 計画見直しの具体的な考え方について

国の通知「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について（令和4年3月18日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）」において、見直しを行う具体的な考え方が次のように示されました。

1. 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の見直し

（1）実績値の把握

基本指針中の「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数」については、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における実績値に基づくこととします。

（2）「実績値」と「量の見込み」との比較

（1）に基づき把握した「実績値」について、教育・保育給付認定区分ごとに、計画における「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行います。

また、乖離の原因が、新型コロナウイルス感染症等の影響によるものである場合には、令和5年度以降に見直しを行うことや、（4）に掲げる「量の見込み」の補正を実施するに当たり、当該影響を十分留意した上で補正を行うなど、適切に対応することとします。

（3）要因分析

（2）を踏まえて見直しが必要と判断した場合は、乖離している要因について、推計児童数や利用意向率、新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものであるかなどを分析する必要があります。

（4）「量の見込み」の補正

見直しが必要と判断した場合、（3）の要因分析を踏まえて、「量の見込み」の補正を行います。過去の実績値によるトレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえることが必要です。特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起、女性の就業率の上昇傾向に留意が必要です。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の見直し

上記1に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行います。また、新型コロナウイルス感染症の影響に十分留意した上で「量の見込み」等の見直しを行います。

第2節 教育・保育に係る量の見込み及び提供体制の確保方策

計画では特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）・特定地域型保育事業などの量の見込み（利用見込数）に対し、保育園などの確保方策（定員を確保していくための計画）を定めました。

今回の見直しでは、今後の計画期間（令和6年度まで）の「量の見込み」と「確保方策」について、令和4年度までの実績を踏まえ、見直しを行います。

1. 3～5歳児教育（1号認定子ども）

■見直し後

母親の就業率の上昇により、1号認定（保育を必要としない子ども）から2号認定（保育を必要とする子ども）への変更希望や2号認定が増加傾向にあることから、1号認定子どもが減少が見込まれます。

（単位：人）

幼児期の学校教育・保育		実績及び実績見込数			見直し後の計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み ①		425	400	327	317	300	
確保方策 ②	特定教育・保育施設	284	309	303	303	303	
	特定地域型保育事業						
	上記以外	企業主導型					
		他市町委託	120	120	120	120	120
②－①		△21	29	96	106	123	

※量の見込み：各年度4月1日、令和2年度・3年度・4年度は実績数

※確保方策：各年度4月1日の利用定員数

■参考：当初計画（41頁）

（単位：人）

幼児期の学校教育・保育		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み ①		441	418	403	389	367	
確保方策 ②	特定教育・保育施設	430	430	430	430	430	
	特定地域型保育事業						
	上記以外	企業主導型					
		他市町委託	120	120	120	120	120
②－①		109	132	147	161	183	

2. 3～5歳児保育（2号認定子ども）

■見直し後

母親の就業率の上昇により、保育を必要とする子どもが増加傾向にあることから2号認定（保育を必要とする子ども）の増加が見込まれます。

（単位：人）

幼児期の学校教育・保育		実績及び実績見込数						
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
		学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	
量の見込み ①		33	739	21	709	21	755	
確保 方策 ②	特定教育・保育施設	33	764	21	787	21	794	
	特定地域型保育事業							
	上記 以外	企業主導型						
		他市町委託						
②-①		0	25	0	78	0	39	

幼児期の学校教育・保育		見直し後の計画値				
		令和5年度		令和6年度		
		学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	
量の見込み ①		20	754	19	735	
確保 方策 ②	特定教育・保育施設	20	801	19	801	
	特定地域型保育事業					
	上記 以外	企業主導型				
		他市町委託				
②-①		0	47	0	66	

※量の見込み：各年度4月1日、令和2年度・3年度・4年度は実績数

※確保方策：各年度4月1日の利用定員数

■参考：当初計画（41頁）

（単位：人）

幼児期の学校教育・保育		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
		学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	
量の見込み ①		75	710	71	695	68	684	
確保 方策 ②	特定教育・保育施設	75	749	71	775	68	778	
	特定地域型保育事業							
	上記 以外	企業主導型						
		他市町委託						
②－①		0	39	0	80	0	94	

幼児期の学校教育・保育		令和5年度		令和6年度		
		学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	学校教育 の利用希 望が強い	左記 以外	
量の見込み ①		66	680	63	661	
確保 方策 ②	特定教育・保育施設	66	780	63	783	
	特定地域型保育事業					
	上記 以外	企業主導型				
		他市町委託				
②－①		0	100	0	122	

3. 0歳児教育（3号認定子ども）

■見直し後

3号認定子ども0歳児は、母親の育児休業復帰や就労希望の増加による途中入所ニーズがあるため、当初計画値から変更はありません。

（単位：人）

幼児期の学校教育・保育		実績及び実績見込数			見直し後の計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み ①		67	67	74	121	119	
確保 方策 ②	特定教育・保育施設	113	116	116	116	116	
	特定地域型保育事業	14	14	14	20	20	
	上記 以外	企業主導型	3	3	3	3	3
		他市町委託					
②-①		63	66	59	18	20	

※量の見込み：各年度4月1日、令和2年度・3年度・4年度は実績数

※確保方策：各年度4月1日の利用定員数

■参考：当初計画（41頁）

（単位：人）

幼児期の学校教育・保育		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み ①		109	116	123	121	119	
確保 方策 ②	特定教育・保育施設	113	116	116	116	116	
	特定地域型保育事業	14	20	20	20	20	
	上記 以外	企業主導型	3	3	3	3	3
		他市町委託					
②-①		21	23	16	18	20	

4. 1・2歳児保育（3号認定子ども）

■見直し後

3号認定子ども1・2歳児は、母親の就労希望の増加により、途中入所ニーズがあるため、当初計画値から変更はありません。

（単位：人）

幼児期の学校教育・保育		実績及び実績見込数			見直し後の計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み ①		445	433	409	462	454	
確保 方策 ②	特定教育・保育施設	429	447	441	449	449	
	特定地域型保育事業	28	28	28	40	40	
	上記 以外	企業主導型	7	7	7	7	7
		他市町委託					
②－①		19	49	67	34	42	

※量の見込み：各年度4月1日、令和2年度・3年度・4年度は実績数

※確保方策：各年度4月1日の利用定員数

■参考：当初計画（41頁）

（単位：人）

幼児期の学校教育・保育		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み ①		432	427	449	462	454	
確保 方策 ②	特定教育・保育施設	441	449	449	449	449	
	特定地域型保育事業	28	40	40	40	40	
	上記 以外	企業主導型	7	7	7	7	7
		他市町委託					
②－①		44	69	47	34	42	

見直し後の各認定区分における教育・保育施設の量の見込みと確策方策は以下のとおりです。

(単位：人)

幼児期の学校教育・保育		令和元年度実績(4/1現在)					令和2年度実績(1年目)				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の 利用希望が 強い	左記 以外	0歳	1・2 歳		学校教育の 利用希望が 強い	左記 以外	0歳	1・2 歳
量の見込み ①		521	/	700	95	429	425	33	739	67	445
確保 方策 ②	特定教育・保育施設	530	/	719	98	393	284	33	764	113	429
	特定地域型保育事業	/	/	/	14	28	/	/	/	14	28
	上記以外 企業主導型	/	/	/	3	7	/	/	/	3	7
	他市町委託	129	/	/	/	/	120	/	/	/	/
②-①		138	/	19	20	△1	△21	0	25	63	19

幼児期の学校教育・保育		令和3年度実績(2年目)					令和4年度実績見込(3年目)				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の 利用希望が 強い	左記 以外	0歳	1・2 歳		学校教育の 利用希望が 強い	左記 以外	0歳	1・2 歳
量の見込み ①		400	21	709	67	433	327	21	755	74	409
確保 方策 ②	特定教育・保育施設	309	21	787	116	447	303	21	794	116	441
	特定地域型保育事業	/	/	/	14	28	/	/	/	14	28
	上記以外 企業主導型	/	/	/	3	7	/	/	/	3	7
	他市町委託	120	/	/	/	/	120	/	/	/	/
②-①		29	0	78	66	49	96	0	39	59	67

幼児期の学校教育・保育		令和5年度計画(4年目)					令和6年度計画見込(5年目)				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育の 利用希望が 強い	左記 以外	0歳	1・2 歳		学校教育の 利用希望が 強い	左記 以外	0歳	1・2 歳
量の見込み ①		317	20	754	121	462	300	19	735	119	454
確保 方策 ②	特定教育・保育施設	303	20	801	116	449	303	19	801	116	449
	特定地域型保育事業	/	/	/	20	40	/	/	/	20	40
	上記以外 企業主導型	/	/	/	3	7	/	/	/	3	7
	他市町委託	120	/	/	/	/	120	/	/	/	/
②-①		106	0	47	18	34	123	0	66	20	42

第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に規定されている以下の13事業を言います。新型コロナウイルス感染症の影響で計画値と実績で差がある事業もありますが、平常時の実績（今後の見込みも含む）の想定が困難であるため、今回の中間見直しでは、「⑤一時預かり事業」「⑦放課後児童健全育成事業」のみ見直しを行います。

事業名	見直し
①利用者支援に関する事業	
②延長保育事業	
③子育て短期支援事業	
④地域子育て支援拠点事業	
⑤一時預かり事業	○
⑥病時・病後児保育事業	
⑦放課後児童健全育成事業	○
⑧ファミリー・サポート・センター事業	
⑨実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑩多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
⑪乳児家庭全戸訪問事業	
⑫養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業	
⑬妊婦健康診査	

1. 一時預かり事業

■見直し後

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりを希望する共働き等家庭の子どもは、2号認定（保育を必要とする子ども）へ移行しているため、幼稚園在園児を対象とした一時預かり利用が減少が見込まれます。

（単位：人日/年 年間の延べ利用日数）

		実績及び実績見込数			見直し後の計画値	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	4,428	2,687	2,200	2,156	2,069
	その他による利用	375	169	214	551	526
提供体制	一時預（幼稚園）	4,428	2,687	2,200	2,156	2,069
	一時預（幼稚園以外）	318	160	206	386	368
	ファミリーサポートセンター	26	3	3	110	105
	トワイライトステイ	31	6	5	55	53
提供体制（か所）	一時預（幼稚園）	2	2	3	3	3
	一時預（幼稚園以外）	9	10	11	11	11
	トワイライトステイ	2	2	7	7	7

※量の見込み：令和2年度・3年度は実績数・4年度は見込み人数

※提供体制：量の見込みに対応できた日数（計画の日数含む）及び施設数

■参考：当初計画（47頁）

（単位：人日/年 年間の延べ利用日数）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	5,998	6,058	6,119	6,180	6,242
	その他による利用	631	603	576	551	526
提供体制	一時預（幼稚園）	5,998	6,058	6,119	6,180	6,242
	一時預（幼稚園以外）	442	422	403	386	368
	ファミリーサポートセンター	126	121	115	110	105
	トワイライトステイ	63	60	58	55	53
提供体制（か所）	一時預（幼稚園）	2	2	2	2	2
	一時預（幼稚園以外）	10	10	10	10	10
	トワイライトステイ	2	2	2	2	2

2. 放課後児童健全育成事業

■見直し後

母親の就業率の上昇や核家族化の進展、児童だけの留守番に不安を感じる保護者の増加に伴い、小学校6年生までの保育ニーズの増加が見込まれます。量の見込みが提供体制を上回る見込みの小学校区の施設は、新たな施設整備や余裕スペース等を活用することにより待機児童を出さないようにしていきます。

(単位：人 児童数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（1～3年生）	483	535	520	542	543
量の見込み（4～6年生）	194	185	206	237	280
量の見込み計	677	720	726	779	823
提供体制	798	798	798	849	876

※量の見込み：各年度4月1日、令和2年度・3年度・4年度は実績数

※確保方策：各年度4月1日の定員数

◎提供体制の内訳

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
氏家小学童保育会	定員	233	233	233	233	233
押上小学童保育会	定員	45	45	45	45	45
熟田小学童保育会	定員	40	40	40	58	58
上松山小学童保育会	定員	181	181	181	181	181
南小学童保育会	定員	209	209	209	224	224
喜連川小学童保育会	定員	90	90	90	108	135

■参考：当初計画（49頁）

(単位：人 児童数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（1～3年生）	523	555	542	530	528
量の見込み（4～6年生）	213	226	219	214	213
量の見込み計	736	781	761	744	741
提供体制	798	798	798	798	798

第3章 子どもの貧困対策計画

第1節 計画の策定にあたって

令和元年に国（厚生労働省）が実施した「国民生活基礎調査」によると、貧困線に満たない所得しか得ていない人の割合である相対的貧困率は、15.7%となっており、国民のおよそ6人に1人が貧困状態にある、という厳しい水準にあり、社会的問題となっています。

国においては、令和元年6月に「子どもの貧困対策に関する法律」が改正・公布され、11月には新たな「子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）」が策定されました。大綱では、現在から将来にわたり、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指すこと、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施することとしています。各自治体に対しては、地域の実情に即した施策に取り組むために、子どもの貧困対策に関する計画策定を努力義務としています。

また、令和4年6月には、「こども家庭庁設置法」「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」「こども基本法」が成立・公布され、令和5年4月1日にこども家庭庁が創設されます。こども家庭庁では子どもを誰一人取り残すことなく、その健やかな成長を支援していくこととされており、子どもの貧困対策においても中核的な役割を果たしていくものと考えられます。

今般のコロナ禍にあっては、本市においても、これまで見えにくかった困窮する子育て世帯の課題が強まり、改めて再認識させられる機会となりました。全ての子どもが自分の将来に希望が持てる社会の実現を目指して、負の連鎖を断ち、一人ひとりが健やかに生きる力を身に付けられるよう支援し、社会全体で貧困対策に取り組み、実行していく必要があります。

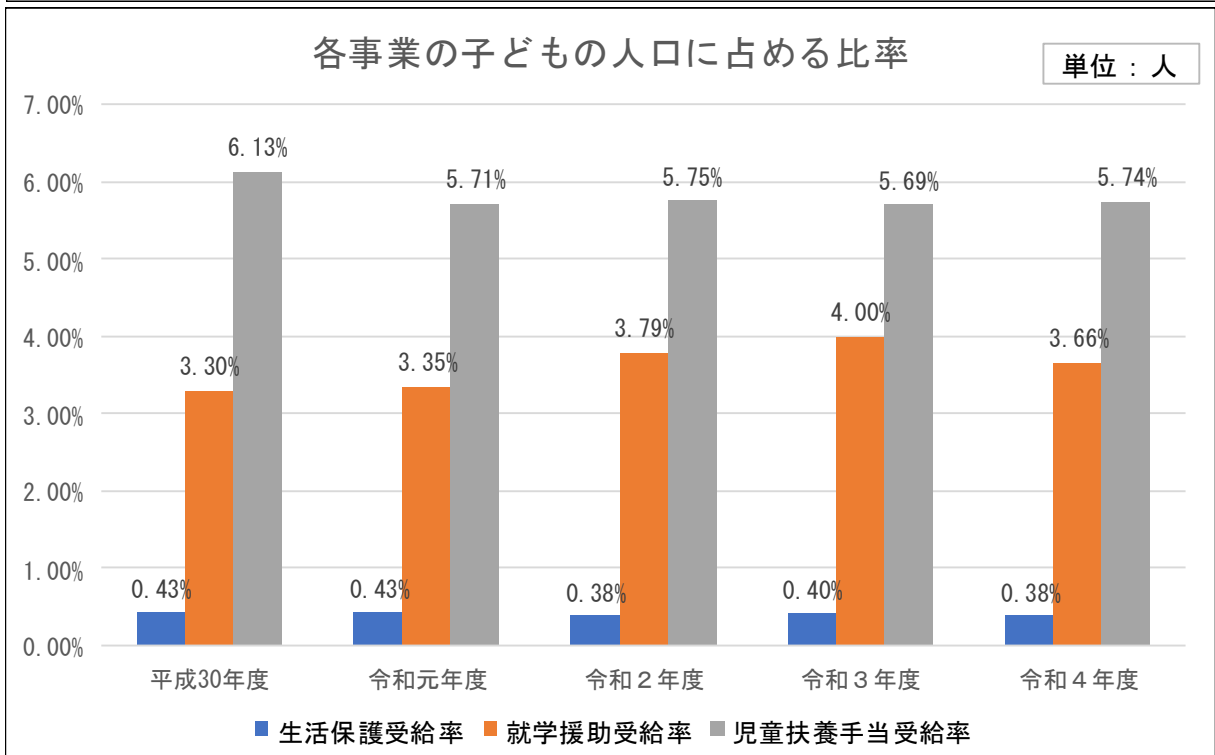
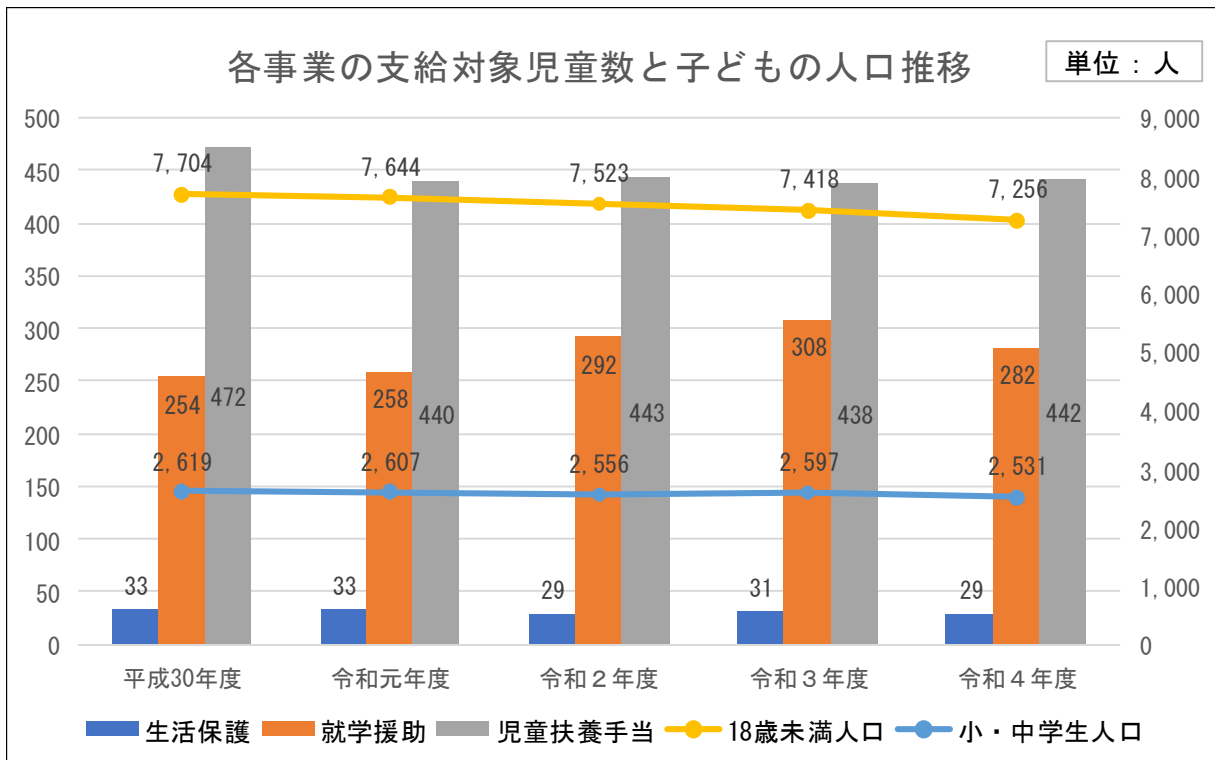
これらのことから、本市においては、本計画の中間見直しに併せて「子どもの貧困対策計画」を策定し、実効性のある取り組みを進めてまいります。

本計画では、大綱等の趣旨を踏まえ、対象を「経済的困窮により、自身の成長過程で困難を抱えやすい子どもとその家庭、また、それらに関わるすべての方々」とします。

第2節 子どもの貧困に係る本市の状況

さくら市内の18歳未満の人口は減少傾向にあり、貧困に関連があると考えられる生活保護や就学援助事業、児童扶養手当の支給件数については微増・微減となっています。

18歳未満の人口に占める比率で見ると概ね横ばいとなっており、子どもの貧困に対しての支援が必要な世帯が常に一定割合いることがうかがえます。



第3節 子どもの貧困対策の推進

1. 教育の支援

令和2年に国（内閣府）で行った「子供の生活状況調査（以下「内閣府調査」という）」によれば、生活に困窮している世帯ほど子どもの勉強の理解度が低下しており、また、大学までの進学を希望する子どもの割合も低下する相関関係が見て取れます。

困難を抱える子どもたちが、学ぶことを通じて自己肯定感を高め、環境や経済的な理由によって進学をあきらめることがないように、学習や進学を支援することが必要です。

主な関連事業

- ①生活困窮世帯学習・生活支援事業（こども政策課）
- ②児童生徒就学援助事業（学校教育課）
- ③学校 ICT 管理事業（学校教育課）
- ④スクールカウンセラー活用事業（学校教育課）
- ⑤さくら市斎藤奨学金事業（学校教育課）

※令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書より引用

64頁（4）授業の理解状況

等価世帯収入の中央値：317.54 万円、等価世帯収入の中央値の2分の1：158.77 万円

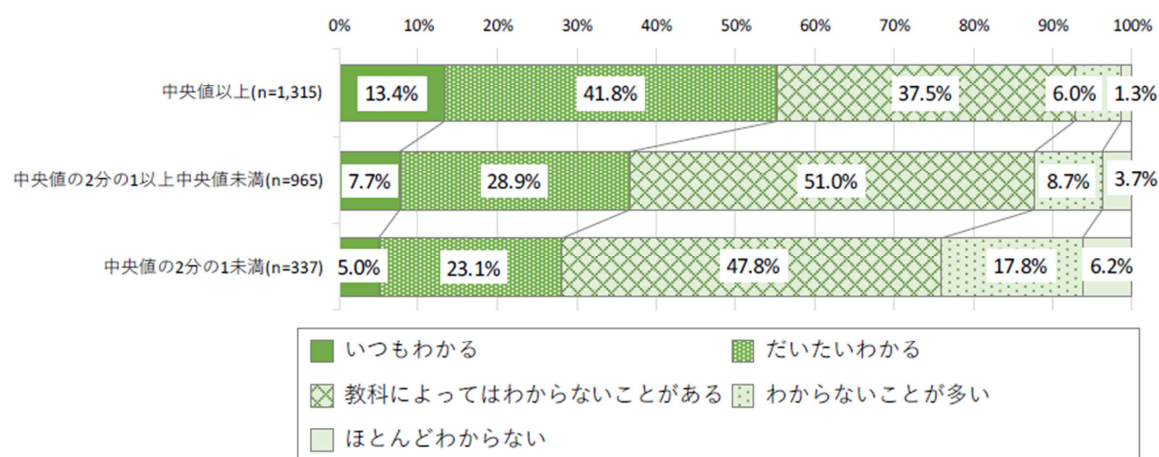


図 2-2-1-13 等価世帯収入の水準別、授業の理解状況

2. 生活の安定に資するための支援

内閣府調査によれば、生活に困窮している世帯ほど子どもの生活習慣の乱れが強くなる傾向にあり、子どもの自己肯定感が低くなる傾向や、子どもの生活の不安定さにつながりかねない状況がみられます。子どもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、切れ目ない支援を継続していくことが必要です。

妊娠・出産期から相談支援を開始し、保護者を生活や就労等の各種支援へつなげるとともに、妊産婦支援事業等の母子保健事業を通して、困難や悩みを抱える家庭の早期把握に努め、支援を行います。

また、様々な事情を抱える子どもが、安心して過ごせる居場所を安定的に運営できるよう支援します。

主な関連事業

- ①妊産婦医療費助成事業（こども政策課）
- ②婦人相談室運営事業（こども政策課）
- ③利用者支援事業（健康増進課）
- ④妊娠・出産包括支援事業（健康増進課）
- ⑤養育支援訪問事業（健康増進課）
- ⑥乳幼児健診事業（健康増進課）
- ⑦こんにちは赤ちゃん事業（健康増進課）
- ⑧妊産婦健康診査事業（健康増進課）
- ⑨子ども食堂など子どもの居場所づくりを行う団体への支援（こども政策課）

※令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書より引用

79頁（1）食事の状況

等価世帯収入の中央値：317.54万円、等価世帯収入の中央値の2分の1：158.77万円

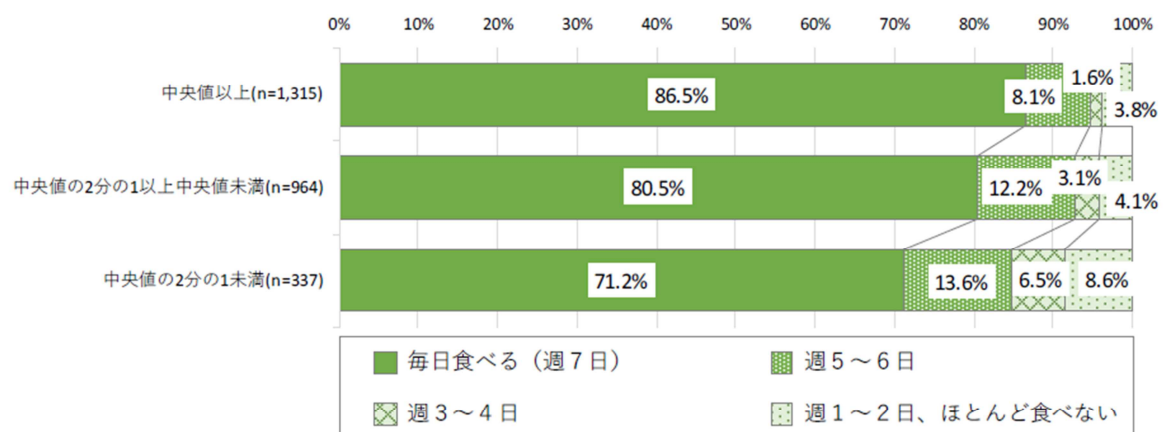


図 2-2-4-2 等価世帯収入の水準別、食事の状況（朝食）

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

内閣府調査によれば、子どもの養育費を確保している世帯は少なく、安定した生活のために支援が必要です。ひとり親については収入が低い世帯も多く、収入を増やすために資格獲得等の支援を行う必要があります。

主な関連事業

- ① 婦人相談室運営事業（こども政策課）
- ② ひとり親家庭自立支援給付金事業（こども政策課）
- ③ 母子生活支援事業（こども政策課）

※令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書より引用
30頁（6）養育費の取り決めの有無

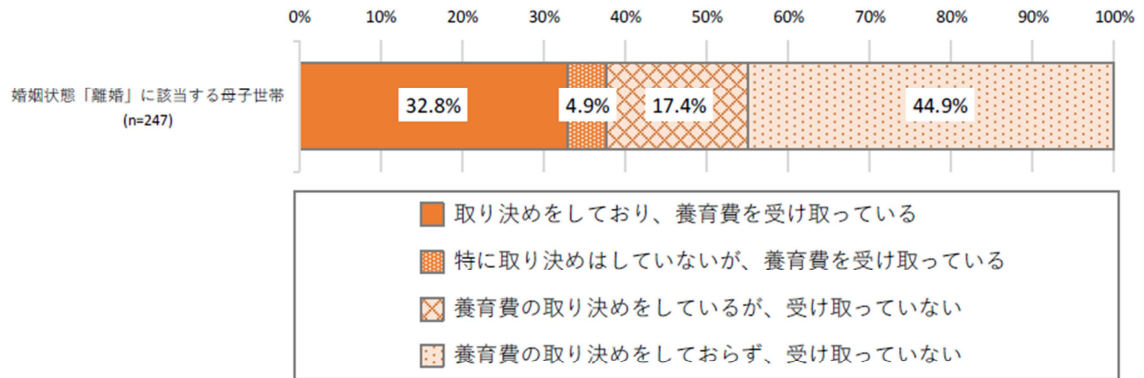


図 2-1-1-21 母子世帯、養育費の取り決めの有無

4. 経済的支援

内閣府調査によれば、収入が低い世帯ほど、暮らしの状況が苦しいと認識している傾向にあります。

児童扶養手当の状況を見ると、概ね横ばいの傾向ですが、令和4年における受給者数は442人となっています。

複合的に問題を抱える家庭や準要保護世帯・ひとり親世帯に対し、生活の安定に向けた給付事業や、個々の状況に応じた経済的支援を提供する体制を整備していくことが必要です。

主な関連事業

- ①児童扶養手当支給事業（こども政策課）
- ②ひとり親医療費助成事業（こども政策課）
- ③子ども家庭総合支援拠点及び家庭児童相談室運営事業（こども政策課）

※令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書より引用

25頁（2）暮らしの状況についての認識

等価世帯収入の中央値：317.54万円、等価世帯収入の中央値の2分の1：158.77万円

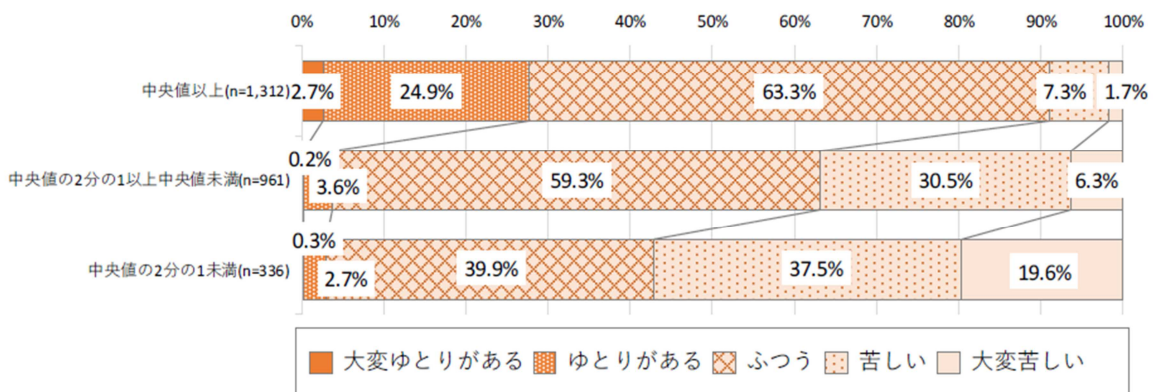
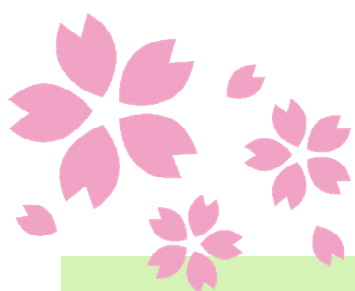


図 2-1-1-9 等価世帯収入の水準別、暮らしの状況についての認識



資料編

資料編

1 さくら市子ども・子育て会議条例・委員名簿

さくら市子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、さくら市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関し学識経験のある者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者

(4) 子どもの保護者

(5) 公募による市民

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

さくら市子ども・子育て会議委員名簿

令和5年2月1日時点

	氏名	職名	備考
1	佐野 朝男	学識経験者（市児童課長歴任）	会長
2	木島 治代	学識経験者（市教育委員長歴任）	副会長
3	大内 正枝	公立保育園長 代表（わくわく保育園 園長）	
4	福田 正明	民間保育園長 代表（アップル保育園 園長）	
5	石嶋 昇	認定こども園 代表（きつれ川幼稚園 園長）	
6	加藤 則夫	地域型保育事業 代表（つくし保育園 園長）	
7	田中 耕一	さくら市社会福祉協議会 会長	
8	片桐 洋史	児童家庭支援センター ちゅうりっぴ 副センター長	
9	若倉 健	子どもの学習支援事業者 （特定非営利活動法人こころのバトン理事長）	
10	鈴木 久美子	児童センター 代表 （上松山児童センター センター長）	
11	大宮 留美	地域子育て支援拠点 代表 （氏家児童センター センター長）	
12	大宮司 敏夫	放課後児童クラブ 代表 （喜連川児童センター センター長）	
13	笠井 勇一	民生委員児童委員協議会連合会 会長	
14	鈴木 勝久	小中学校校長会 会長 （さくら市立熟田小学校 校長）	
15	新野 恵美	家庭教育支援オピニオンリーダー 代表 （ミミーの会 会長）	
16	岡崎 真紀	さくら市教育委員会 教育委員	
17	石島 正樹	保育園保護者会長 代表 （たいよう保育園保護者会 会長）	
18	藤田 学	認定こども園PTA 会長 代表 （認定こども園氏家幼稚園PTA 会長）	
19	高橋 孝旨	公募市民	
20	岩崎 健治	公募市民	
21	高野 朋久	健康福祉部長	
22	久保 章	子育て支援包括支援センター 代表 （健康増進課長）	

※敬称略

2 第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会設置規程・委員名簿

○第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 市長は、さくら市子ども・子育て会議条例（平成25年さくら市条例第29号）第1条のさくら市子ども・子育て会議が所掌するさくら市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、当該策定を補佐するため、第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する専門的な事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、こども政策課長及び別表に掲げる委員をもって組織し、市長が任命する。

- 2 委員会に委員長を置き、こども政策課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、こども政策課長補佐がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員が事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部こども政策課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

別表（第3条関係）

番号	課名	職名	計画と関連する所管事務等
1	総合政策課	政策推進室長	総合計画との整合性等
2	総務課	課長補佐	防災、地域連携等
3	財政課	課長補佐	財政関係、市有施設関係等
4	生活環境課	課長補佐	防犯、交通安全等
5	福祉課	課長補佐	障害児、人権等
6	福祉課	課長補佐	生活保護、生活困窮者等
7	健康増進課	課長補佐	母子保健、医療、食育等
8	あおぞら保育園	園長	保育園
9	たいよう保育園	園長	保育園
10	わくわく保育園	園長	保育園
11	学校教育課	課長補佐	幼児教育、学校教育等
12	生涯学習課	課長補佐	家庭教育、青少年健全育成等

さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会委員名簿

令和5年1月10日時点

	課名	職名	氏名	備考
1	総合政策課	政策推進室長	瀧澤 喜彦	総合計画との整合性等
2	総務課	課長補佐	増形 和浩	防災、地域連携等
3	財政課	課長補佐	坂巻 崇	財政関係、市有施設関係等
4	生活環境課	課長補佐	羽石 紀夫	防犯、交通安全等
5	福祉課	課長補佐	君島 成美	障害児、人権等
6	福祉課	課長補佐	鈴木 克洋	生活保護、生活困窮者等
7	健康増進課	課長補佐	和氣 貴子	母子保健、医療、食育等
8	あおぞら保育園	園長	君島 昌彦	保育園
9	たいよう保育園	園長	西 重幸	保育園
10	わくわく保育園	園長	大内 正枝	保育園
11	学校教育課	課長補佐	八木澤 和弘	幼児教育、学校教育等
12	生涯学習課	課長補佐	大堀 有司	家庭教育、青少年健全育成等
13	こども政策課	課長	永井 宏昌	委員長



第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画

【中間見直し】

令和5年3月改定

発行 さくら市

編集 さくら市 こども政策課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家2771番地

TEL : 028-681-1125